

人材確保・職場定着でお困りの
企業経営者・人事担当者みなさま



従業員の育児をサポート

会社がつくる保育園を
共同利用しませんか？

まずは御社に当てはまる項目を
チェックしてみてください。

- 産休・育休中の従業員がいる
- 保育園が見つからず、退職した従業員がいる
- 長く勤めて欲しいのに従業員が思うように定着しない
- 採用でなかなか人材が集まらない
- 自社で保育園を設置していない
- 保育園整備や運営にかかる資金が心配
- 従業員が連携契約書を持ってきた

ひとつでも
当てはまったら

会社がつくる保育園を共同利用するチャンス！

—— 企業主導型保育施設とは ——

国（内閣府）が実施する「企業主導型保育事業」により、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設のことです。認可施設並みの運営費・整備費の助成を受けています。また、複数の企業で利用することもできます。

—— 共同利用とは ——

利用契約を締結することで、他の企業が設置した企業主導型保育施設の従業員枠を利用することができます。



主な要件

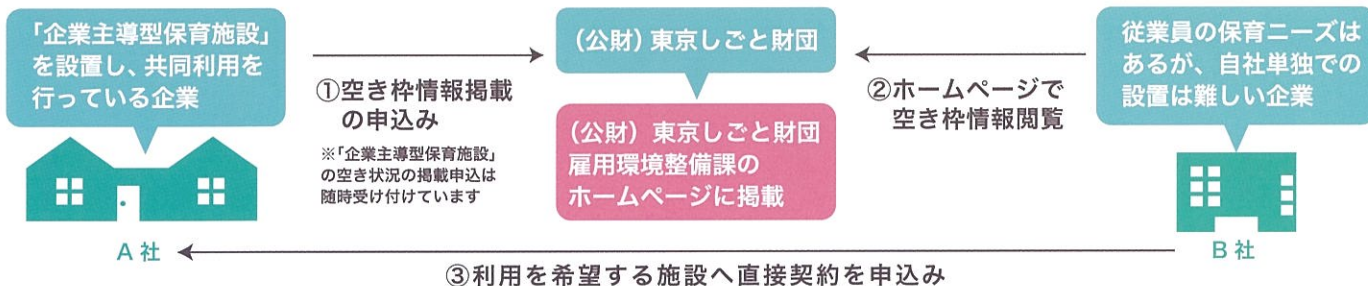
- 一般事業主（子ども・子育て搬出金を負担している事業者）であること
- 保護者のいずれもが就労要件を満たすこと（非正規労働者含む）

(公財)東京しごと財団では、企業主導型保育施設の 空き状況をお知らせしています！

共同利用先を募集している都内の「企業主導型保育施設」について、(公財)東京しごと財団ホームページで情報提供をしています。利用は無料です。ぜひご利用ください！



<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/kyodo/index.html>



共同利用までの流れ



Point

契約時に明確化する項目

- ・ 利用可能な定員数
- ・ 契約企業の費用負担

共同利用は、従業員への
仕事と子育ての両立支援に効果があります

— 企業のメリット —

- 仕事と子育ての両立支援が可能となり子育てによる離職を防ぐことができる
- 既存の保育園を使うため設置に費用がかからない
- 提携保育園があると謳うことで採用時のアピールができる
- 従業員を大切にしているという企業のイメージアップに繋がる

— 従業員のメリット —

- 産休・育休からの復帰がスムーズ
- キャリアの継続が望める
- 保育園に直接利用申込ができる
- これから出産を迎える世代も仕事を諦めず安心して働くことができる

お問合せ先：共同利用に関する相談対応も行っています

公益財団法人 東京しごと財団
雇用環境整備課 企業保育支援担当係

〒101-0065
東京都千代田区西神田 3-2-1 千代田ファーストビル南館 5F

☎ 03-5211-2172

✉ hoiku-soudan@shigotozaidan.or.jp

東京しごと財団 雇用環境

検索

